

## 松山広域都市計画汚物処理場の変更（松山市決定）

都市計画汚物処理場に 1. 松山衛生事務組合浄化センターを次のように追加する。

名称		位置	面積	備考
番号	汚物処理場			
1	松山衛生事務組合 浄化センター	松山市北吉田町	約 24,700 m <sup>2</sup>	計画処理能力 373k1/日

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由書

松山衛生事務組合浄化センターは、昭和 41 年に建築基準法第 54 条（現行法の第 51 条）ただし書の規定により現在の敷地の位置を許可され、昭和 44 年より全面的に供用を開始した後、250k1 系列を昭和 59 年に、100k1 系列を平成 8 年に更新しているが、250k1 系列は 30 年を超えて老朽化が進み、適切な運用をおこなうため施設の更新が必要となっている。

施設更新にあたり、建設費や維持管理費の縮減や良好で安定した処理水質の確保を目的として、処理水の放流を海域放流から公共下水道放流へと変更することや、施設が松山市、東温市及び砥部町の一部を処理区域とする広域的な性質のものであることから、建築基準法ただし書き許可によらず、都市計画として敷地の位置を定めることとする。

なお、区域については、現施設の敷地のみでは施設を運営しつつ施設のリニューアルを行うことが困難であるため、現施設敷地の東側に用地を追加した範囲とする。